

## 目 次

はしがき 森住 衛 i

---

**第 I 部 多言語教育の理念**

- 第 1 章 豊かな多言語世界のための 6 つの論点 森住 衛 2
- 第 2 章 公教育における多言語教育 古石 篤子 15
- 第 3 章 企業のグローバル人材育成と多言語主義 上村 圭介 29

---

**第 II 部 世界における多言語教育の実態**

- 第 4 章 ドイツ — 「共存力と競争力」育成の複数外国語教育— 杉谷 眞佐子 44
- 第 5 章 フランス — 豊富な言語のレパートリー— 古石 篤子 60
- 第 6 章 スペイン — 英語・国家語・地域語のせめぎあい— 柿原 武史 73
- 第 7 章 ロシア — 多様な外国語教育の伝統と現代的課題— 臼山 利信・鈴木 千賀・小田桐 奈美 86
- 第 8 章 韓国 — 理念と現実のはざままで— 長谷川 由起子 101
- 第 9 章 中国 — 国家の人材育成のための外国語教育— 水口 景子 119

第10章 エジプト

—イスラーム文化圏における複数外国語教育の試み—

榮谷 温子 132

第11章 英語圏 —英語国民も多言語時代だ—

森住 衛 150

第Ⅲ部 日本における多言語教育の実態

第12章 高等学校の多言語教育の現状 —政策の貧困と現場の努力—

水口 景子・長谷川 由起子 172

第13章 高校生の意識 —英語だけではもの足りない—

長谷川 由起子 190

第Ⅳ部 日本における多言語教育の実現に向けて

第14章 教育課程編成 —学習指導要領上の位置づけ—

山下 誠 204

第15章 教員の人事・採用および養成

—複数教科担当教員制を中心に—

山下 誠 220

第Ⅴ部 多言語教育推進のための提言と学習指導要領案

第16章 外国語教育と「考える力」

—「提言」と「第2の外国語学習指導要領案」の特徴—

杉谷 眞佐子 236

グローバル人材育成のための外国語教育政策に関する提言

—高等学校における複数外国語必修化に向けて—

245

「第2の外国語」学習指導要領(案)	253
アラビア語	254
韓国・朝鮮語	261
スペイン語	268
中国語	275
ドイツ語	282
フランス語	289
ロシア語	296
あしがき	古石 篤子 303
	執筆者一覧 307

# 第1章

## 豊かな多言語世界のための6つの論点

森住 衛

### ● はじめに .....

人はいろいろな言語を知れば知るほど、異なった世界が広がり、自分の存在も確認できる。これはだれにとっても楽しいことである。本章の目的は、この楽しさを日本の子どもたちや若者に知らせるために、多言語教育の理念を考察し、確認することである。取り上げる論点は6つで、順に(1)「多」言語の数、(2)異なる言語が存在する意味、(3)日本人の「排他性」の克服、(4)多言語教育の効用の具体例、(5)多言語教育推進のための運動、(6)多「言語」の内実の問い直し、となる。全体として、日本人の異質なものに対する観点の検証や多言語教育の効用を考察した(2)~(5)の中心的な論点4つを挟み込むように、最初と最後で多言語の量と質に関する確認と課題を取り上げる。

### ● 1. 「多」言語の数 .....

多言語教育推進の理念を考える前提として確認しておきたいことがある。それは、多言語教育や多言語学習の「多」言語とはどの程度の多さかということである。

現在、世界では6000とも7000ともいわれる数の言語が使われている。最近の調査でも *Ethnologue: Languages of the World* (2015 書籍版) によれ

## 第2章

### 公教育における多言語教育

古石 篤子

#### ● はじめに .....

外国語を学べる場所はさまざまあるが、本章では公立・私立を問わず、公教育における幼稚園から大学までの学校教育で行われる外国語教育、なかでも「多言語教育」の意義を問いたいと思う。まず「多言語教育」の定義をし、次に学校教育制度の中での外国語教育の役割を明確にした上で、「多言語教育」の意義を明らかにする。

外国語を学ぶことは、その言語を使っている人や社会との直接の「接触」を可能にし、そのことによって得ることは大きい。また、相手の言語を学ぶということは、相手の懐に入り込むという意義もある。

だが学んでいる外国語が1つだけの場合、その言語やその言語が話されている地域の文化に対してのステレオタイプが強化される危険も避けられない。また、日本の場合には、その「1つの外国語」がほとんどの学習者にとって英語となるが、「国際共通語」あるいは「国際補助語」としての英語には長所もあるが短所もあることをきちんと把握しておく必要がある。

本章では、以上のことの他に、母語も含めたより広い意味の「ことばの教育」の重要性を論じた後、最後に幼稚園から大学までのあるべき言語教育の道筋も提案したい。

## 第3章

# 企業のグローバル人材育成と多言語主義

上村 圭介

### ● はじめに .....

経済連携の拡大，国境を越えた人や資金の移動の拡大，情報通信技術の発展と普及といった動きは，一般にグローバル化と呼ばれる状況を生み出している。人，物，資金，情報が自由に行き交う状況の下では，境界を越えたルールや制度の均一化が求められる。

そして，このような状況下では，言語についても，複数の言語が併存するより，単一の共通語が使われる方が効率的だと考えられがちである。今日の文脈において単一の共通語とは英語に他ならないが，「英語モノリンガリズム」とも呼ぶべき，このような一言語偏重の思想は，国家レベルで見られるだけでなく，一般市民や企業のレベルでも観察することができる。特に，その傾向は企業と言語との関わりにおいて顕著であるといえよう。

しかし，企業と言語との関わりは，本来，より多面的であるはずである。本章では，初めに企業と言語との関わり現状，企業が取り得る多言語主義の実践，そしてこれからの時代に企業あるいは企業人がもつべき言語力という点からこの問題を論じる<sup>1)</sup>。

1) 本章は，上村・李（2013）を再構成・加筆したものである。

## 第4章

# ドイツ —「共存力と競争力」育成の複数外国語教育—

杉谷 眞佐子

### ● はじめに .....

グローバル化が進む中で、外国語教育は公教育での重要性を増している。本章では戦後ドイツの外国語教育について、次の4項目を中心に述べていきたい。

- (1) 第二次世界大戦後の特色：和解と隣国の言語の教育
- (2) 学校教育制度と複数の外国語教育
- (3) 「二言語教育」(CLIL)の展開：「共存力と競争力」の育成
- (4) 「異文化対応能力」と「外国語学習能力」：複合的な教科構成

他にもいくつかの重要事項、たとえば学習言語力育成のための就学前の言語教育の拡充、小学校での「接触言語教育」から「教科としての外国語教育」への変化、移民の背景をもつ子どもたちへの母語教育の重視、教員養成の改革等があるが<sup>1)</sup>、それらについては杉谷(2004, 2011, 2015)等を参照したい。

### ● 1. 第二次世界大戦後の特色：和解と隣国の言語の教育 .....

ドイツは日本と同様、第二次世界大戦終了後の占領下による社会改革の

1) 移民受入が進むドイツでは、小学校のみでなく中等教育段階の教員養成課程でも全教科対象に「第2言語としてのドイツ語」の履修を求める州が増えている。

## 第5章

# フランス —豊富な言語のレパートリー—

古石 篤子

### ● はじめに .....

日本の外国語教育に慣れた目でフランスのそれを見ると、印象づけられる点がいくつかある。

まず、日本の「外国語」に相当するフランスでの教科名は「生きている言語 (langue vivante: 以下, LV)」(現代語)である。これはいわゆる「外国語」のみではなく、国内の地域語<sup>1)</sup>等をも包括した概念であり、日本でいえばアイヌ語や琉球諸語、日本手話なども含み得る。これらが第2現代語(LV2)、第3現代語(LV3)として、外国語と並んで選択可能であるということは大きな特徴であり、選択言語のレパートリーを広げている。

次に、フランスはドイツと共にヨーロッパ統合を当初から牽引してきた国であり、外国語教育政策においてもヨーロッパの共通政策を反映している。具体的には、「母語以外に2つの言語の習得」ということが教育基本法 (loi d'orientation sur l'éducation) に盛り込まれて、学校のカリキュラムもそれに沿って生まれ、日本の学習指導要領にあたる文書に欧州評議会の『ヨーロッパ言語共通参照枠』(以下, CEFR)への言及もある。

1) 欧州評議会が1992年に採択された「欧州地域語・少数語憲章」第1条によれば、「地域語・少数語」というのは、「国家の中のある地域で歴史的に使用されている、その国の公用語とは異なる言語で、その話者はその国家の国民であるが、他の言語より話者の数が少ない言語のことである。その中には、その公用語の方言や移住者の言語は含まない」とされる。



## 第6章

# スペイン —英語・国家語・地域語のせめぎあい—

柿原 武史

### ● はじめに .....

本章では、スペインの初等・中等教育における外国語教育の概要を紹介する。スペインは1975年の独裁者フランコの死後、1978年に現行憲法を制定し、民主国家となった。同憲法により地方分権が進められ、17の自治州からなる自治州国家となり、外交や国防など国家の専管事項を除く多くの権限が各自治州政府に移譲された。そのため、教育に関しても自治州の権限は大きい。また、言語に関しては、歴史的経緯から国家の公用語に加え、地域語を公用語として自治憲章で定めた自治州もあり、それらの自治州は程度の差こそあれ国家公用語と自治州公用語を学校教育に導入している。スペインでも近年急速に英語教育が拡大しており、教育現場における地域語の存在は、これまでのように国家語だけでなく英語とも競合することになった。

### ● 1. 国内の言語事情 .....

1978年憲法は、カスティーリャ語（いわゆるスペイン語）を国家の公用語と定め、自治憲章で地域固有の少数言語（以下、地域語）を公用語に定めた自治州においては、その言語も公用語とすることを認めている。その

## 第7章

# ロシア —多様な外国語教育の伝統と現代的課題—

白山 利信・鈴木 千賀・小田桐 奈美

### ● はじめに .....

私たちは、全ての教育段階における外国語教育に対する積極的姿勢を歓迎する。

これは、2006年6月にロシアで初めて開催されたサンクトペテルブルグ主要国首脳会議（G8サミット）において、教育に関する共同声明として発表された「21世紀のイノベーション創成社会のための教育」第22条冒頭の一文である。この声明に呼応するかのようになり、同年9月からはロシアで早期外国語教育が始まり、初等教育の段階から外国語を学べるようになった。近年ロシアは積極的に外国語教育政策を打ち出し、実施している。このような児童・生徒の外国語能力習得を求める動きは決して今に始まったことではない。帝政ロシア時代やソ連時代にも見られた。しかし、外国語教育はそれぞれの時代の影響を受けやすく、一律に同様の展開を見せてきたわけではない。

本章では、ロシアにおける外国語教育制度の歴史的変遷と、サンクトペテルブルグ市を中心とした外国語教育の現状を明らかにすることを通して、ロシアにおける多様な外国語教育の諸相を描き出すとともに、その多様性の背後にある現代に特有な課題を浮き彫りにしたい。ここでは、公立

## 第8章

# 韓国 —理念と現実のはざまで—

長谷川 由起子

### ● はじめに .....

近年、日本で英語教育強化政策が取られるようになる中で、韓国の英語教育政策の「成功」が注目されてきた。日韓は言語的にも社会的にも教育制度的にも多くの共通点をもっているが、こと英語教育に関しては、日本は韓国に大きく水を開けられた感があるためであろう。

ところで、英語教育ばかりが注目されるが、実は、「第二外国語（英語以外の外国語）」の教育においても、韓国は日本よりはるか先を行っている。最近では第二外国語教育に翳<sup>かげ</sup>が見えているともいわれ、確かに高等学校での第二外国語の履修者数や履修単位数は減少したが、韓国社会で第二外国語が不要だと認識されたわけではなく、その背景にはさまざまな社会的要因が複雑に関わっているものと思われる。

本章は、韓国の外国語教育政策について可能な限り適切に理解し評価するため、まず、①韓国の英語教育が成果を挙げるに至った経緯と、②韓国の中等教育を取り巻く特有の教育事情について概観した後、これらを踏まえて、③韓国の外国語教育政策の歴史的展開、④大学入試制度が及ぼす第二外国語教育への影響、⑤教員養成と外国語教育政策の関係について論じ、最後に、⑥諸課題と日本の外国語教育政策への示唆に触れる。

## 第9章

# 中国 —国家の人材育成のための外国語教育—

水口 景子

### ● はじめに .....

1960年代初頭、周恩来首相（当時）は外国語教育関係者を集めた会議を開催し、中国の外国語教育改革の方針として、「多语种，高质量，一条龙（多言語で、質の高い、一貫した）」の九文字を示した。一国の首相が外国語教育の方針を明確に示すという事実から見えてくるのは、中国では、外国語教育は国家建設の人材育成において重要な要素だと位置づけられているということである。

本章では、まず、この方針に基づき、国として具体的にどのような外国語教育政策や施策を策定したのか、それが時代とともにどのような変化を見せてきたのかを見てみたい。また、方針の1つである「多言語」教育実施の経緯を辿るとともに、実際の取り組み状況を日本語教育の観点から紹介する。

中国の外国語教育施策を辿っていくと、関係者を集めての会議の開催、そこで国が示す明確かつ具体的な方針、教育そのものを取り巻く条件の格差がある広い中国だからこそその段階的な施策の実施が浮かび上がってくる。中国が取ってきたこうした施策は、日本における多様な外国語教育を推進していく上での1つの参考になると考える。

なお、本章が主な対象とするのは、1949年の中華人民共和国誕生以降

## 第10章

# エジプト —イスラーム文化圏における複数外国語教育の試み—

榮谷 温子

### ● はじめに .....

「アラブの春」などで脚光を浴びるイスラーム文化圏は、アラブ諸国のみならず、イラン、トルコ、さらには中央アジアや東南アジアまで広がる広大な地域であるが、アラビア語は聖典クルアーン（コーラン）の言語として等しく重視される。このような宗教と言語の状況の中で、外国語はどのように教えられているのか。

本章では、アラブの盟主であるエジプトの外国語教育、特に、高等学校における第二外国語教育についてその概要を述べたい。ただし、エジプトには地方の小規模学校や、技術高等学校、職業高等学校など特殊な形態の学校がいくつかあり、そのすべてを網羅することは困難であるため、これらについては取り上げず、義務教育の小学校と中学校、および大学進学の前提となる普通科高等学校の外国語教育について説明していく。

まず、第1節でエジプトの教育制度について説明した後、エジプトの外国語教育の歴史を大まかに示す。第2節で義務教育段階、すなわち小学校と中学校における外国語教育に触れたあと、第3節で普通科高等学校の、特に修了試験を通して、その第二外国語教育を見る。また、第3節の最後では、言語学校、宗教学校のカリキュラムの例も紹介する。

なお、本題に入る前に、エジプトのやや特殊な言語事情に触れておきた

## 第11章

# 英語圏 —英語国民も多言語時代だ—

森住 衛

### ● はじめに .....

本章では、「英語圏」の外国語教育を概観する。「英語圏」とは英語が母語として使われている国や地域を指すが、まず、この範囲について若干の補足をしてから本題に入りたい。一般に英語圏というと、英語との関係の深さの順で、イギリス、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）、オーストラリア、ニュージーランド、カナダの5ヵ国を指す。いわば、「狭義の英語圏」である。一方、「広義の英語圏」も視野に入れておく必要がある。たとえば、クレオール英語を使っているトリニダード・トバゴなどカリブ海沿岸の国々である。また、ピジン英語を使っているパプアニューギニアなど南太平洋諸国もこの範囲に入る。クレオール英語もピジン英語も英語の一種であり、日常使っているという点ではその人たちの母語ともいえるからである。さらに、シンガポール、フィリピン、インド、ケニアなどでは、シンガポール英語、フィリピン英語、インド英語、ケニア英語が使われているが、一部の地域では、これらの英語は第二言語や教育言語としてだけでなく、母語として使われ始めている。この点で、これらの国や地域も「英語圏」に入る。つまり、世界の多様な国や地域に「多様な言語」(languages)があるように、世界の多様な英語圏に「多様な英語」(Englishes)があることになる。

## 第12章

# 高等学校の多言語教育の現状 —政策の貧困と現場の努力—

水口 景子・長谷川 由起子

### ● はじめに .....

文部科学省（以下、文科省）が定める中学校、高等学校の学習指導要領の教科名は「外国語」である。そこに記述される内容には、これまでに英語だけでなく、ドイツ語、フランス語を含む時期もあった。しかし、中学校の学習指導要領には、1998（平成10）年のものから、「必修教科としての「外国語」においては、英語を履修させることを原則とする」との一文が加わり、ドイツ語、フランス語の記述は消えた。高等学校も1999（平成11）年の学習指導要領から、「英語以外の外国語に関する科目については、英語に関する各科目の目標及び内容等に準じて行うものとする」となった。

文科省は、1991年度から2001年度までは、外国語教育多様化研究協力校の指定を、2002年度から2008度にかけては、外国語教育多様化地域推進事業を実施するなど、多言語教育を推進するための具体的な施策も行っていたものの、2008年を最後に外国語教育多様化に関する事業を実施していない。最近の外国語教育に関する施策を見ても英語への一極集中が進む一方に見える。

そのような中でも、現在、全国の高等学校の約7校に1校が英語以外の外国語の教育に取り組んでいる。本章では、その現状と現場が抱える課題を明らかにすることで、高等学校における多言語教育の発展につなげる一

## 第13章

### 高校生の意識 —英語だけではもの足りない—

長谷川 由起子

#### ● はじめに .....

およそ教育に関する政策立案は、文部科学省を中心に学界、教育界、政界、経済界などさまざまな分野の専門家による議論に基づいて行われている。第Ⅴ部に示す提言も大学の外国語教育研究者と高等学校教員の協力のもとで作成された。では、当事者である高校生は外国語学習についてどう考えているのだろうか。

本章では、外国語学習の意義を探る1つの方法として、英語以外の外国語を学んでいる高校生と、その比較対象として英語以外の外国語を学んでいない、つまり英語のみを学習してきた高校生を対象に、英語および英語以外の外国語の学習をどう捉えているかに関する意識調査を行った結果を分析・報告する。

#### ● 1. 調査方法・質問内容 .....

本調査に先立つ2012年5月、国内の高等学校5,022校に対し、英語以外の外国語教育の担当者を対象とした、英語以外の外国語教育の実情に関



## 第14章

# 教育課程編成 —学習指導要領上の位置づけ—

山下 誠

### ● はじめに .....

本書は、日本の高等学校において英語以外の外国語の教育が非常に限定的にしか行われていない現実に疑義を呈し、すべての日本の高校生に英語を含む複数の外国語の学習機会を保障するという提言（本書第Ⅴ部参照、以下「提言」）を行ったことを出発点として編まれた。現行学習指導要領においても、その意志さえあれば多言語教育は可能であり、実際にあまたの学校でさまざまな実践が積み上げられている。本章および次章ではこれを一歩進めて、すべての高校生が2つ以上の言語を学ぶ、すなわち複数外国語必修化の方途を探ろうとするものである。現在の教育課程を前提としたときに、本提言は唐突あるいは非現実的だとの指摘もあるが、さまざまな条件を精査してゆくと、実はきちんと反駁してゆけることが明らかになった。したがって、本章では、複数外国語科目を学習指導要領に位置づけ、新たに時間数を確保する考え方を整理した上で、教科「外国語」の必修教科目構成と教員確保について検討し、複数外国語必修化の可能性を探りたい。

### ● 1. 学習指導要領上の位置づけの4つのパターン .....

高等学校において多言語教育を行うには、「その他の外国語」は英語に

## 第15章

# 教員の人事・採用および養成 —複数教科担当教員制を中心に—

山下 誠

### ● はじめに .....

提言（本書第Ⅴ部参照，以下「提言」）では，複数外国語必修化を求めているが，これは単に1つの学校に複数の外国語の授業を設置するということに留まらず，生徒一人ひとりが学習する言語を選択できてこそ意味があると考えている。その際「各地域・学校において選択肢として挙げられる外国語は4つ程度が望ましい」（第Ⅴ部，p. 249）としている。実際に用意できる選択肢の数はさまざまな条件により異なるが，そのためには少なくとも各学校ごとに複数の外国語の免許状を所持する者が人事配置されなければならない。本章では，そのための方策として，複数教科担当教員制の可能性について考察した上で，教員の採用および養成上の課題，および複数外国語必修化への移行期への対応について検討してみたい。

### ● 1. 教員人事配置検討のためのモデル設定

まず，提言では，履修すべき「第2の外国語」の単位数として「3年間の合計2～6単位が原則」としているが，本章での検討にあたっては，第2学年以降において2単位必履修とし，より発展的な学習を望む者には第3学年において2単位の学習機会を設け，状況に応じて開講する（必修2単

## 第16章

### 外国語教育と「考える力」 —「提言」と「第2の外国語学習指導要領案」の特徴—

杉谷 眞佐子

#### ● はじめに .....

「日本言語政策学会」(Japan Association of Language Policy, 以下 JALP) の SIG「多言語教育推進研究会」(代表: 古石篤子, 顧問: 森住衛) は, 「グローバル人材育成のための外国語教育政策に関する提言—高等学校における複数外国語必修化に向けて—」をまとめ, 2014年2月に文部科学省, 外務省, 経済産業省, 教育再生実行会議, 文部科学省の初等中等教育局国際教育課・教育推進室など140余りのさまざまな関係機関・団体, および各都道府県の教育委員会へ送付した。この提言は, JALPの大会での全体シンポジウム「日本の外国語教育政策への提言—英語以外の外国語の選択必修化を求めて—」(2012年), 第1分科会「『もうひとつの学習指導要領』を考える—「構造」から「行動」へ—」(2013年)で, 会員・非会員を含めた意見交換の結果でもある<sup>1)</sup>。

私たちはこのような企画を通じて, 主に2つのことを主張してきた。第1に, グローバル化が進む時代, 教科「外国語」に, 英語以外の外国語の学習を体系的に位置づけ, 多くの生徒が, 英語を含め2つの外国語に触れて中等教育段階を修了すべきだということである。第2に, 「外国語教育

1) 詳細は日本言語政策学会第14回大会(麗澤大学, 6月9日), 第15回大会(桜美林大学, 6月2日)の各予稿集を参照いただきたい。

2014年2月23日

文部科学大臣 下村 博文 殿  
中央教育審議会 会長 安西 祐一郎 殿  
政府 教育再生実行会議 座長 鎌田 薫 殿  
自由民主党 教育再生実行本部 本部長 遠藤 利明 殿

## グローバル人材育成のための外国語教育政策に関する提言 ——高等学校における複数外国語必修化に向けて——

日本言語政策学会 (JALP)

会長 森住 衛

JALP 多言語教育推進研究会

代表 古石 篤子

### はじめに —— 本研究会設立の経緯と提言骨子

日本言語政策学会は、第14回研究大会(2012年6月9日 麗澤大学)の全体シンポジウムで、我が国の言語政策を問い直す一環として、英語以外の外国語教育政策を取り上げました。これを受けて、第15回記念研究大会(2013年6月2日 桜美林大学)の第1分科会で、具体的に学習指導要領がどのようになるべきかなどに関して話し合いました。その後、このテーマに関するプロジェクトチームとして、「JALP多言語教育推進研究会」を立ち上げ、9回の議論を経てまとめたものが今回の提言です。その骨子は、高等学校において、英語に加えて「第2の外国語」を必修選択科目と位置づけ、すべての高校生が「英語+その他一つの外国語」を学べる環境を保障しようということです。

取り上げる言語は、当初のシンポジウムおよび第1分科会のときは、韓国・朝鮮語、中国語、ドイツ語、フランス語、ロシア語(言語名の五十音順)でしたが、これにアラビア語とスペイン語を加え、英語を除いた5国連公用語、および韓国・朝鮮語、ドイツ語の7言語としました。国連公用語を取り上げるのは、その目的上、異論がないと思います。これに、韓国・朝鮮語を加えたのは、この言語が古来、日本と深い関係にある地域の言語だからです。ドイツ語を取り上げているのは、明治以来、英語やフランス語と並んで日本の近代化に大きく関与してきた言語であるからです。この他の言語、たとえば、日本と関係の深いブラジル・ポルトガル語、タガログ語、あるいは、近年関係が深くなっている東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国の言語などは追加されて然るべきです

## 「第2の外国語」学習指導要領(案)

### 第1 目的

複数の外国語の学習を通じて、自他の言語や文化に対する複眼的な理解を深め、文化的多様性に対する寛容な精神と、複数の価値観が会う場所での思考や行動の基盤を育成しつつ、学習した言語による聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。

### 第2 各言語の目標および内容

アラビア語 .....	254
韓国・朝鮮語 .....	261
スペイン語 .....	268
中国語 .....	275
ドイツ語 .....	282
フランス語 .....	289
ロシア語 .....	296